

防衛省訓令第112号

駐留軍等労働者の雇入れ、昇格その他の人事及び雇用の終了に関する訓令を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

駐留軍等労働者の雇入れ、昇格その他の人事及び雇用の終了に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、駐留軍等労働者（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（第5条第1項において「アメリカ合衆国の軍隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項（a）に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用する者をいう。以下同じ。）の雇入れ、昇格その他の人事（定年による退職、辞職等を除く。以下同じ。）及び雇

用の終了に関し必要な事項を定めるものとする。

(求職者の採否の決定等)

第2条 地方防衛局長又は地方防衛事務所長（以下「地方防衛局長等」という。）は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構支部長（以下「支部長」という。）から駐留軍等労働者の雇入れに関する書類の送付を受けたときは、採否を決定し、これを支部長に通知するものとする。

(昇格その他の人事の決定等)

第3条 地方防衛局長等は、支部長から駐留軍等労働者の昇格その他の人事に関する書類の送付を受けたときは、昇格その他の人事を決定し、これを支部長に通知するものとする。

(雇用の終了の決定等)

第4条 地方防衛局長等は、支部長から駐留軍等労働者の雇用の終了に関する書類の送付を受けたときは、雇用を終了するかどうかを決定し、これを支部長に通知するものとする。

(異議のある場合の処置)

第5条 地方防衛事務所長は、駐留軍等労働者の雇入れ、昇格その他の人事又は雇用の終了に関し異議があるときは、支部長と調整の上、アメリカ合衆国の軍隊又はその関係機関（第3項において「関係米側機関」という。）と速やかに協議を行うものとする。

2 地方防衛事務所長は、前項の協議が整わないときは、地方防衛局長に事案を付託するものとする。

3 地方防衛局長は、駐留軍等労働者の雇入れ、昇格その他の人事又は雇用の終了に関し異議があるときは、支部長と調整の上、関係米側機関と速やかに協議を行うものとする。

4 地方防衛局長は、前項の協議が整わないときは、地方協力局長に事案を付託するものとする。

(証明書の交付)

第6条 地方防衛局長等は、支部長から労働基準法（昭和22年法律第49号）第22条第1項又は船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第29条第1

項第1号の規定による証明書の案の送付を受けたときは、これを決定し、支部長に通知するものとする。

(細目)

第7条 この訓令に定めるもののほか、駐留軍等労働者の雇入れ、昇格その他の人事及び雇用の終了に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。